



発行／新潟県 関川村  
編集／総務課  
TEL (0254) 64-1476 (直通)  
FAX (0254) 64-0079

No.730  
2025年(令和7年)  
**3.15**  
1989年(平成元年)4.15創刊

## お知らせ版

### 令和7年度保育料と保育園給食費のお知らせ

次年度の保育料と保育園給食費の金額についてお知らせします。

4月～8月分については令和6年度課税額で算定し、9月～3月分については令和7年度課税額で算定します。

(単位：円)

在籍する児童の属する世帯の区分		保育料月額 (3歳未満児)	保育園給食費月額 (3歳以上児)	
		※ ( ) は特例適用世帯		
A	生活保護法による被保護世帯など	0	0	
B	村民税非課税世帯	0		
C1	村民税均等割のみ課税世帯	7,000(0)		
C2	市町村 村民税 所得割 合算額 の 区分	24,000円未満	9,000(5,000)	
C3		24,000円以上～48,600円未満	11,000(5,000)	
D1-1		48,600円以上～57,700円未満	13,000(5,000)	
D1-2		57,700円以上～64,000円未満	13,000(5,000)	5,000(0)
D2-1		64,000円以上～77,101円未満	16,000(5,000)	
D2-2		77,101円以上～80,000円未満	16,000	
D3		80,000円以上～97,000円未満	19,000	
D4		97,000円以上～121,000円未満	24,000	
D5		121,000円以上～145,000円未満	28,000	
D6		145,000円以上～169,000円未満	33,000	5,000
D7-1		169,000円以上～213,000円未満	36,000	
D7-2		213,000円以上～257,000円未満	38,000	
D8		257,000円以上～301,000円未満	40,000	
D9		301,000円以上	41,000	

#### ●3歳未満児の保育料月額について

次に当てはまる方は、保育料が減額となる場合があります。

(1)特例適用世帯(生活保護受給世帯、ひとり親、在宅障害児を有する世帯等 ※保育園給食費の特例適用世帯も同様です)

(2)第2子以降の保育料の月額が、半額または無料となります。

①園児と生計同一の兄弟がいる場合、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料とします。

②特例適用世帯(C1～D2-1階層)

園児と生計同一の兄弟がいる場合、第2子以降は保育料を無料とします。

(3)婚姻歴のないひとり親の方は、申請によって市町村村民税非課税世帯とみなし、減免措置を適用します(所得制限あり)。

#### ●3歳以上児の保育園給食費について

・園児のうち3人目以降の給食費は無料とします。

・D1-2階層およびD2-1階層の特例適用世帯の給食費を無料とします。

●問い合わせ 役場健康福祉課 ☎(64)1472

# 募集

## 奨学生募集

●対象学校 大学、短大、専門学校、高専(4学年以上)

●申請資格

▽村に1年以上居住し、引き続き居住予定の住民のお子さん  
▽学業成績が優良で、経済的理由によって修学困難な方  
▽他の無利子の奨学金貸与が決定していない方

●貸与額(利息) 月額3、4、5万円から選択(無利子)

●定員 10名程度

●申請方法

必要書類は3月17日(月)から役場教育課で配付します。

●申請期間

4月1日(火)～30日(水)

●その他 大学等卒業後、奨学生が村内に居住した場合、一部返還免除があります。

●問い合わせ 役場教育課

☎(64)1491

## 共同募金助成事業申請募集

地域福祉を推進する団体等を支援するため、共同募金の配分金を公募型によつて助成します。

●助成対象 令和8年4月1日～令和9年3月31日までに行われる事業

●対象団体 福祉活動を行う民間の非営利団体(ボランティアグループを含む)、地域コミュニティ、福祉団体等

●助成内容

地域福祉活動費の助成

●申請締切 4月30日(水)

●応募方法 助成申請書および添付書類を提出

●問い合わせ 関川村共同募金委員会(関川村社会福祉協議会内) ☎(64)0111

## 「健康体操」参加者募集

腰痛や肩こり・姿勢などの改善を目的とした簡単な体操です。「ストレッチポール」も使います。参加は無料です。

●とき

令和7年4月～令和8年3月  
毎月第4日曜日(全12回)  
13時30分～14時30分

●ところ

クラッシェ多目的スペース

●申し込み

開催日の前日までにクラッシェにお申込みください。

●対象者 どなたでも参加可能 ※ゆゑむ、クラッシェご利用の方、お気軽にご参加ください。

●定員 各回13名(先着順)

●服装 動きやすい服装

●持ち物 飲み物(水やお茶)、タオル

●問い合わせ・申込先

クラッシェ(13時～21時)  
☎(75)60008(水曜日定休)

## 催し

4月6日(日)村内一斉・荒川クリーン作戦

▽村内一斉クリーン作戦

●とき

4月6日(日) 6時30分～

●ところ 各集落内の主要道路等(区長さんの指示に従ってください)

●ごみ集積場所 各集落ごみステーション(可燃ごみ用)

▽荒川クリーン作戦

●とき 4月6日(日)9時～(雨天中止)受付開始8時45分

●ところ 河川敷スポーツ公園

●対象者 小学生以上

●主催 関川村、「清流」荒川を考ふる流域ワークシヨップ

●問い合わせ 役場住民税務課

☎(64)1471

## 歴史館所蔵作品展

せきかわ歴史こみちの館の所蔵の絵画・書道作品等を展示します。

●とき

3月15日(土)～4月13日(日)、10時～16時、月曜休館

●ところ

村民ギャラリー(入場無料)

●問い合わせ

せきかわ歴史こみちの館  
☎(64)1288(月曜休館)

## お知らせ

### 関川診療所の休診

●休診日

3月31日(月) 終日休診

●問い合わせ 関川診療所

☎(64)1051

### マイナンバーカードの手続き窓口

マイナンバーカードの申請や交付に関する手続きのため、延

長窓口を開設します。

※証明発行業務や転出入等の手続きはできません。

◆延長窓口 3月27日(木)

17時15分～19時(前日までに要予約)

●対象の手続き

▽マイナンバーカードの交付

▽マイナンバーカードの申請

▽マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新

▽マイナンバーカードの保険証利用登録

●問い合わせ

役場住民税務課  
☎(64)1471

## 新年度「ごみ収集日程表」を全戸配布しました

ごみの分別については、「関川村ごみの分け方・出し方」を参考にしてください。

●お願い① ごみの収集時間は、道路状況や各地区の収集量によつて変動しますが、収集日の朝8時までにごみステーションに出してください。

●お願い② 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い③ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い④ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑤ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑥ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑦ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑧ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑨ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑩ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑪ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑫ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑬ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑭ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑮ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

●お願い⑯ 資源ごみ回収用のネットやコンテナは、みなさんで使いいただくものですので、自宅等に持ち帰らないでください。

## 3月の村税・保険料の納期限

税・保険料	
国民健康保険税(9期)	
後期高齢者医療保険料(9期)	
納期限日	3月31日(月)
□座振替日	3月25日(火)

●一時保育等の利用料は、申請により無料となります

一時保育、病児保育、ファミサポは、「保育の必要性」の認定を受けることによつて、3～5歳児クラスの子どもたちは月額3万7千円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちは、月額4万2千円までの利用料が無料となります。

●対象者 保育園を利用していない子どものうち、保護者が就労等によつて一時保育等を利用される方

●申込方法 申請書を役場健康福祉課へ提出し、保育の必要性の認定を受けてください。

※事前の申請が必要です。

※保育園の利用と同等の要件となります。

●問い合わせ 役場健康福祉課

☎(64)1472

発達障がいには、自閉症やADHDなどさまざまな種類があります。この週間を通じて、多様性を認める社会を目指しましょう。